

令和 7 年度

第 1 回山形市働く女性の家運営委員会

日 時 令和 7 年 5 月 2 7 日（火）

午後 3 時から午後 4 時

場 所 福祉文化センター（東部公民館）

3 階 学習室 B

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 所長あいさつ

4 委員及び職員紹介

5 委員長あいさつ

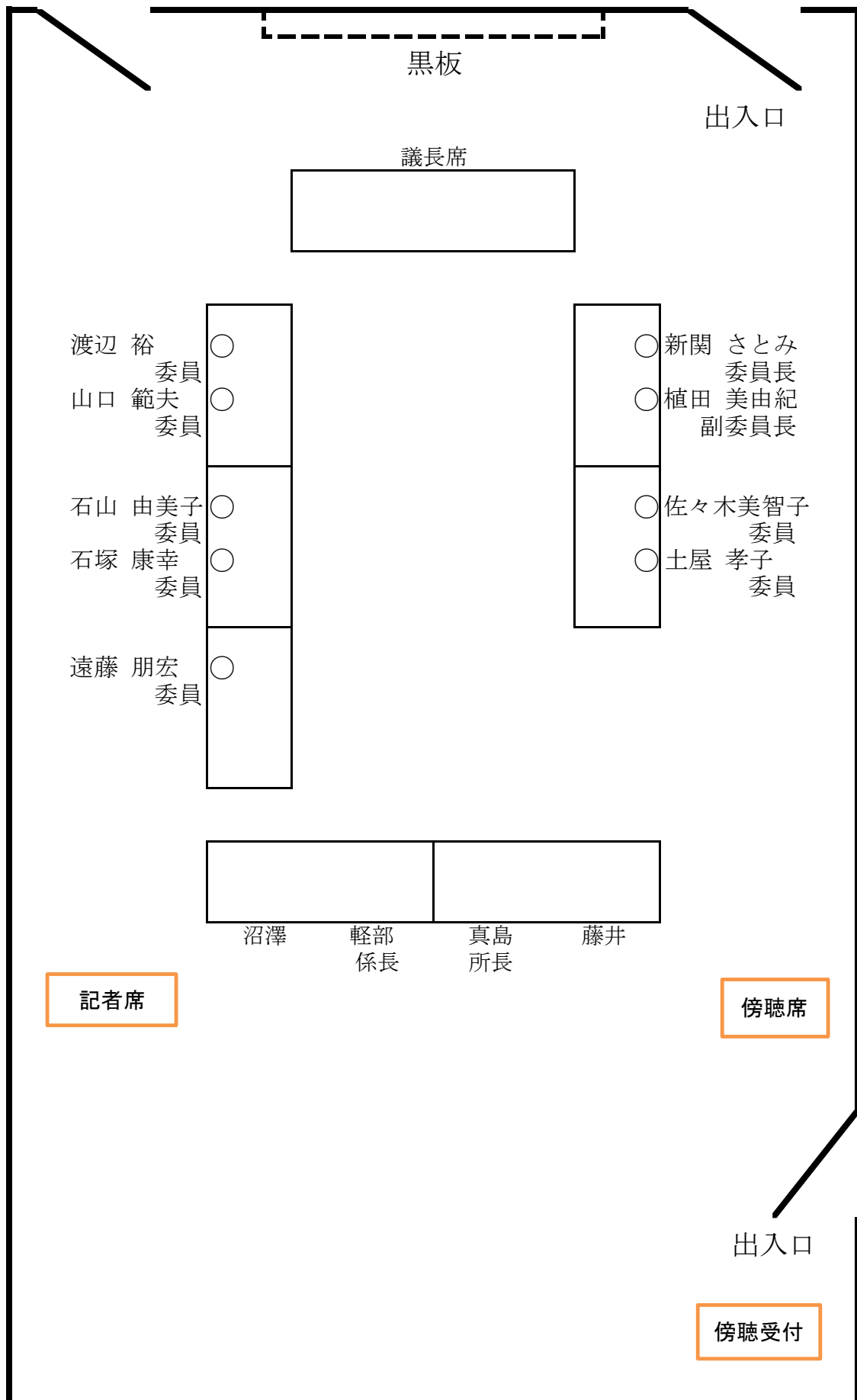
6 審 議

（ 1 ） 令和 7 年度山形市働く女性の家事業計画（案）について

（ 2 ） その他

8 閉 会

令和7年度 第1回山形市働く女性の家運営委員会 席次表（3階学習室B）



山形市働く女性の家運営委員会委員名簿

令和7年4月1日現在

役 職	氏 名	所属事務所・役職名等	委嘱条項	構成別
委員長	にいぜき 新関 さとみ	さとみの漬物講座企業組合 理事長	第6条 第2号	事
副委員長	うえだ みゆき 植田 美由紀	日本大学山形高等学校 非常勤講師	第6条 第3号	学
委員	きさき みちこ 佐々木 美智子	—	第6条 第1号	利
委員	つちや たかこ 土屋 孝子	—	第6条 第1号	利
委員	やまぐち のりお 山口 範夫	山形商工会議所 常務理事	第6条 第2号	事
委員	わたなべ ゆたか 渡辺 裕	株式会社荘内銀行山形営業部 副部長	第6条 第2号	事
委員	いしやま ゆみこ 石山 由美子	特定非営利活動法人 市民社会サポートやまがた 代表理事	第6条 第3号	学
委員	いしづか やすゆき 石塚 康幸	山形県産業労働部雇用・産業人材 育成課 働く女性サポート室 主査	第6条 第4号	関
委員	えんどう ともひろ 遠藤 朋宏	山形市企画調整部 男女共同参画センター 副所長	第6条 第4号	関
委員	さとう ようこ 佐藤 陽子	山形市商工観光部 産業政策課 働きやすさ追求室 副室長	第6条 第4条	関

※委嘱条項について

山形市働く女性の家設置及び管理に関する条例施行規則

※構成別について

利：1号委員 働く女性及び勤労者家庭の主婦

事：2号委員 働く女性を雇用する事業主

学：3号委員 学識経験者

関：4号委員 関係行政機関の職員

※任期 令和8年3月31日まで

☆職員

所長	真島 一範	保健指導員	藤井 るり子	東部公民館 会任職員	吉田 知加
副所長	三浦 吉幸	会任職員	深瀬 薫		
係長	軽部 唯史	会任職員	関 奈美子		
担当主幹	遠藤 政浩	会任職員	沼澤 成奈		

会任職員…会計年度任用職員

審議（１）

令和７年度 山形市働く女性の家事業計画（案）

区分	事業名		実施 時期	予定 人員	費 用	内 容 等	託児
家庭 生活	ゆかたレッスン講座 （２回実施）	継 続	６月後半 （土曜） （午前）	12 名	無 料 貸衣装代 （希望者）	ひとりで着られる＆結べる楽々な着 付け、正しい姿勢と歩き方やマナー を学ぶ。	有
職業 生活	夏に輝くメイク講座	継 続	７月後半 （平日） （夜間）	12 名	材料代	夏のメイク崩れ対策や、自分の夏肌 にあったメイクを学ぶ	有
家庭 生活	女性のための ヨガ講座	継 続	９月後半 （土曜） （午前）	20 名	保険料	仕事や家事労働で疲れた身体の回復 と心の癒しをハーブの香りとともに、 リラックスできる簡単なヨガを 楽しむ。	有
一般 教養	相続登記について （法務局出前講座）	新 規	10月前半 （平日） （午後）	15 名	無 料	相続登記の義務化や手続きについて 最低知っておきたい基礎知識を学 ぶ。	有
家庭 生活	初めての編み物講座 （２回実施）	新 規	11月前半 （土曜） （午前）	10 名	材料代	編み物を一から学び、想いを形にし、 誰かに作りたくなるような編み物の 楽しさと魅力を伝える。	有
職業 生活	金融講座	新 規	11月後半 （土曜） （午前）	30 名	無 料	全てが値上がりしている世の中を賢 く暮らすためにお金の知識を学ぶ。	有
家庭 生活	家庭料理講座	新 規	12月前半 （土曜） （午前）	24 名	材料代 保険料	クリスマスなど冬の季節に合わせた 料理を作り実食する。	有
一般 教養	腸活運動講座	新 規	1月下旬 （平日） （午後）	30 名	保険料	腸活についての正しい知識を知り、 腸内環境を整えて体全体の健康を保 つ方法を学ぶ。	有
健康 相談	健 康 相 談		月４回 程度 （平日） （１日）	—	無 料	福祉文化センター保健指導員による 健康相談及び指導を行う （午前１０時から午後３時）	無

＊各事業に１歳以上の未就学児を預かる無料の託児を設けている

(1) 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【マスクの着用】

- ・来館者については個人の判断が基本。着脱いずれについても強制はしない。
- ・職員は事務室内での業務に従事する場合は、個人の判断が基本。窓口や事業等の業務に従事する場合はマスクを着用する。

【手指消毒】

- ・施設入口の手指消毒液の設置は継続。
- ・利用者による使用後の消毒は、利用者から自主的に消毒したいとの申し出があった場合に消毒セットを貸出する。

【調理室】

- ・料理実習後の会食は、効果的な換気の徹底等を前提に制限は行わない。

(2) 広報案内・掲示箇所・申込み方法について

【記事掲載】

- ・広報やまがた
- ・山形市公式ホームページ
- ・東部公民館だより

【ポスター掲示】

- ・山形市営駐車場（市役所向かい）
- ・市役所 地階・1階・2階掲示板
- ・山形駅東西自由通路掲示板

【ポスター・チラシ設置】

- ・福祉文化センター
- ・県男女共同参画センター チェリア
- ・市男女共同参画センター ファーラ
- ・市内公民館（7ヶ所）
- ・山形テルサ
- ・市役所1階（チラシのみ）

【その他】

- ・市公式フェイスブック
- ・市公式インスタグラム
- ・市公式ライン
- ・市ホームページでのウェブ申込み

改正

平成9年12月24日条例第46号

山形市働く女性の家設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、この市の働く女性及び勤労者家庭の主婦の福祉の増進を図るため、働く女性の家の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(設置、名称及び位置)

第2条 この市に働く女性の家を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山形市働く女性の家

位置 山形市小白川町二丁目3番47号

一部改正〔平成9年条例46号〕

(事業)

第3条 山形市働く女性の家（以下「働く女性の家」という。）は、次の事業を行う。

- (1) 職業生活及び家庭生活に関する相談並びに指導に関すること。
- (2) 健康及び育児に関する相談並びに指導に関すること。
- (3) 一般教養及び職業生活技術並びに家庭生活技術に関する講習会等の開催に関すること。
- (4) グループ活動、クラブ活動及びレクリエーション活動等余暇の活用のための便宜供与に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、働く女性及び勤労者家庭の主婦の福祉の増進に必要と認められること。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(使用者)

第4条 働く女性の家を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) この市の事業所に勤務する女性及び勤労者家庭の主婦
- (2) 市長が適当と認めるもの

一部改正〔平成9年条例46号〕

(運営委員会)

第5条 働く女性の家の業務の運営に関し必要な事項を調査審議するため、働く女性の家に、山形市働く女性の家運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10人以内をもつて組織する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(使用の許可)

第6条 働く女性の家を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(目的外使用の禁止)

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に働く女性の家を使用してはならない。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(使用の制限)

第8条 市長は、働く女性の家を使用させることが不適当と認めたときは、その使用を許可せず、又は使用を許可した後であつても使用の許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、働く女性の家の使用が終つたとき、又は使用の中止を命ぜられたときは、直ちに

原状に回復しなければならない。

一部改正〔平成9年条例46号〕

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

（供用開始）

2 働く婦人の家の供用開始は、前項の規定にかかわらず、告示で定めた日からとする。

〔昭和55年市告示第51号により、昭和55年5月1日から供用開始〕

附 則（平成9年12月24日条例第46号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

改正

昭和56年2月28日規則第5号
昭和60年3月26日規則第12号
昭和62年3月27日規則第6号
昭和63年4月30日規則第22号
平成10年3月18日規則第9号

山形市働く女性の家設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形市働く女性の家設置及び管理に関する条例（昭和55年市条例第6号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成10年規則9号〕

(開館時間)

第2条 山形市働く女性の家（以下「働く女性の家」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

一部改正〔昭和60年規則12号・62年6号・平成10年9号〕

(休館日)

第3条 働く女性の家の休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（第3日曜日の翌日を除く。）及び第3日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日
- (3) 前2号に規定する休館日が重なる場合は、その翌日
- (4) その前日及び翌日が国民の祝日である日
- (5) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日（前各号に規定する日を除く。）

一部改正〔昭和60年規則12号・63年22号・平成10年9号〕

(使用許可)

第4条 条例第6条の規定により使用許可を受けようとするときは、個人の場合にあつては、住所、氏名及び使用目的等を申し出るものとし、団体の場合にあつては、あらかじめ働く女性の家使用許可申請書（別記様式第1号）を市長に提出し、それぞれ許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により団体の使用を許可したときは、働く女性の家使用許可証（別記様式第2号）を交付する。

一部改正〔平成10年規則9号〕

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、別に定める使用者心得を守らなければならない。

一部改正〔平成10年規則9号〕

(運営委員会の組織)

第6条 条例第5条の規定による山形市働く女性の家運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 働く女性及び勤労者家庭の主婦
- (2) 働く女性を雇用する事業主
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

一部改正〔平成10年規則9号〕

(委員長等)

第7条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔昭和56年規則5号・平成10年9号〕

(会議)

第8条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 運営委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔昭和56年規則5号・平成10年9号〕

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、働く女性の家において行う。

一部改正〔平成10年規則9号〕

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、働く女性の家の運営等について必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成10年規則9号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年2月28日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月26日規則第12号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月27日規則第6号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月30日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月18日規則第9号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

別記

様式第1号

一部改正〔平成10年規則9号〕

様式第2号

一部改正〔平成10年規則9号〕